

## 平井伸治（鳥取県副知事）

今日は貴重な時間をいただき、またいろいろなお提言をいただいて、本当に勉強になりましたし、今日のこの声を、鳥取県がDVを考える上でぜひ大切にして取り組んでいきたいと思えます。

先ほど「くろーばー」の方から外国人ボランティアのお話がありましたが、鳥取県では、通訳の雇い上げ費を来年度の予算に計上しております。これまではボランティアをお願いしていたのですが、シェルターの方の話を伺い計上させていただきました。

いまちょうどこの法律ができたところで、また改正されたところですから、正直に言って不十分などころはいろいろあります。しかし、大切なことは、このシンポジウムのような機会を逃さず声を上げることだと思います。鳥取県がやっていることは小さな取り組みかもしれませんが、全国にも広がることを期待しています。そして市町村も含めた行政、それから民間、企業、それぞれが役割を果たしていかないと、これからの時代はうまくいかないと思っています。



地方分権の時代というのは、地域間競争の時代であって、いかに自分のところが住んでいて安心な地域かということと競い合うわけです。その観点に立てば、それぞれの主体が自分の役割を果たすことを、いまほど求められるときはないと思います。

ゲーテが「市民の義務」のなかでこんなことを言っています。

めいめい自分の家の前を掃け。そうすれば町は清潔だ

めいめい自分の役割を果たせ。そうすれば市会は無事だ

市会というのは市議会ということで、これは市政全体という意味です。自分の周りをきれいにすれば町はきれいになるように、自分自身がそれぞれの役割を果たすことこそが市民であり、それによって初めて市政（行政）地域社会は安定するということです。

実はこの言葉は、1830年3月2日にゲーテが死ぬ間際に残した言葉です。後世に生きる私たちに向けたメッセージだと思います。ぜひとも今年から新しい動きが市民の力で動き出すことを期待して、私の発言を終わりにしたいと思います。

## 檀本真聿（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）

私も、いままさに「岐路に立っている」と実感しています。

私が迷ったときには、いつも「原点に戻る」という言葉を思い出します。多くの場合、“目的”ではなく“手段”について悩んでいる。ですから、“目的”が何だったのかという原点に返れば、必ず次の道は開かれると考えてきました。

当事者の方々が、自分のつらい経験を話し活かしていくことが自分の役割だと考えることは、“手段”の解決ではなくて“目的”を見つけたということだと思います。大変ご苦労だと思いますが、頑張ってください。常に“目的”を共有しながら活動するということが、一番大きな力になるのだらうなと思っています。皆さん、それぞれの立場で活躍されていると思いますが、どうか“目的”を常に確認しながらともに歩いていってください。ありがとうございました。

## 田上時子（NPO 法人「女性と子どものエンパワメント関西」理事長）

先ほど、言葉の暴力と、加害者支援のことについてのご質問がありました。言葉の暴力に関して私の体験では、ほとんどの加害者が最初は暴力とは認めません。自分の地方の言葉だと言ってみたり、弁解や理由を言って否認します。でも、そのうちの少数が、加害者として話を始め、どうしたらいいのか悩んでメンズセンターの講座に参加したりします。

例えば少し視点を変えてみてはいかがでしょうか。暴力を認めない夫に暴力を認めさせる方法を考えるのもひとつの課題かもしれませんが、もっと大きな課題は、あなた自身がどうしたいのかだということです。あなたが暴力を認めさせたいことだけが目的ならば、夫を引っ張ってでもメンズセンターや講座やうちの NPO などに連れて行くという方法があります。もし、ご自分がどうしたいのかがまだ定かではなかったら、まずそれを探すために、そういったグループに参加して、自分の話をしてはいかがでしょうか。すると、相手をどうしたいかよりも、自分が何をしたいかが見えてくると思います。

最後になりますが、私は大阪府立の女性総合センターのドーンセンターというところに勤めています。そこは NPO と協働の拠点と言われています。この 10 年、そこで NPO との協働を見ながら思ってきたのは、やはり協働のあり方は創造的でないといけないということです。創造的というのは、イメージーションの想像ではなくてクリエイティブのほうの創造です。一つの形にはとどまらず、委員会に入ることや、提言になること、NPO になること、シンクタンクになること、事業委託を受けることや、単なるアウトソーシングの形もあるかもしれません。ですから、NPO との協働というのは一つの形にとどめないで、行政も企業も NPO も一緒に創造していくことが必要だと思います。

## 有馬真喜子（アジア女性基金理事）

それでは、アジア女性基金についてのご質問にお答えいたします。

アジア女性基金は、2007 年の 3 月で解散ということを 1 月 24 日に発表しました。これからまだ 2 年ありますので、これまで積み上げてきた仕事をどのように後につないでいくかということ政府とも交渉をしながら、あるいは民間の方々とも話し合いながら何らかの形で続けていきたいと思っております。

アジア女性基金が果たすべき役割は、DV 当事者の方、支援者の方、NPO の方、行政の方、政府で志を持って何かをやろうとしているの方々などをつないでいく、コーディネーターとしての役割なのではないかと思っています。ですから、いかに現場に学んで、現場の方々の声を拾い上げて、いい形で解決の方向につなげていくかということです。それは結果的に、私たちにあっていい家族、いい地域、いい国、いい社会をつくっていくためであり、そういうことに少しでもお役に立つようなことができればいいなと思います。

DV 防止法は改正されたばかりですから、いまの時点で次の新しい動きが始まります。また、次の改正があるかもしれないというご発言もありました。それは皆様の声を踏まえて、それらを取り入れて、次のステップに歩いていくということではないかと思っています。

それではこれでシンポジウムを終わらせていただきたいと思います。  
どうもありがとうございました。



東京会場

# 東京会場の様子



## 有馬真喜子（アジア女性基金理事）



本日は「岐路に立つDV支援」シンポジウムにおこしいただき、ありがとうございます。

アジア女性基金は、1995年、第2次大戦中に起こったいわゆる「慰安婦」問題に対して、日本政府が道義的責任を感じ被害者である「慰安婦」の方々に何かしなければいけないと、民間の有志とともに設立した団体です。10年間にわたり、「慰安婦」にされた

被害者の方々に対する道義的な償いの事業を行ってまいりました。しかし、二度と「慰安婦」問題のような問題を起こさないためには償い事業だけでは十分ではなく、同時に、「女性に対する暴力」「女性の人権侵害」が繰り返されないための活動にかかわっていく必要があります。実際に、いまだ広く存在している女性への人権侵害問題の解決のために、少しでもできることをしていこうと、二本立ての事業として進めてまいりました。

ご承知のとおり、「女性に対する暴力」が女性の人権の侵害であると認められた歴史は決して古くありません。国際文書に初めて書き込まれたのが1993年の世界人権会議におけるウィーン宣言及び行動計画です。そこで「女性に対する暴力は女性の人権侵害である」と国際的にも認知されました。同年、国連総会において「女性に対する暴力撤廃宣言」が行われ、「公的な場で起ころうと家庭などの私的な場で起ころうと、女性に対する暴力は暴力である。暴力には“身体的”“精神的”“性的暴力”のすべてを含む」ということが書き込まれました。もちろん、人が生きる権利あるいは社会に参加する権利に、性による違いがあってはならないのですが、男女平等に対する認識はいまなお低く、さまざまな暴力が起きているのはご承知のとおりです。

日本においても「女性に対する暴力撤廃宣言」がなされて以来、女性に対する暴力にはさまざまな取り組みが行われてきました。DV(ドメスティック・バイオレンス:配偶者などからの暴力)に関しては、先行していた民間の活動を受けて、政府や国会議員を中心に平成13年に法律がつくられ、平成16年12月にこれが改正されました。そんな中、ここにいらしている方々は、自治体、NGO・NPO、あるいは企業の現場でDVの問題とかかわり、さまざまな被害者支援を行っていらっしゃいます。

アジア女性基金では、このDVに対する活動として、被害者を支援するために最前線で暴力の相談にあたっている支援者の方々が、知識や認識を深めるとともに、お互いの力を分かち合えることを願って『援助者育成のためのワークショップ』を開催してきました。現在までのところ、この7年間で延べ約4,000人の方々がワークショップを受講され、参加者同士のネットワークが作られつつあります。この中にも参加して下さった方がたくさんいらっしゃいます。

しかし、法律は改正されたばかりであり、現場の方々はまだまだたくさんのご苦勞を抱え、課題をお持ちだと思います。本日は、私たちが歩んできた道を振り返り、現状を考え、これからの課題、本当に何が必要なのかをここで一緒に考えていくことができればと思っております。

## 基調講演

### 「DV防止法の改正について」

#### 神本美恵子（参議院議員）

私は「DV法」の改正作業に関わった者として、今回の改正法は「どこに重点を置いてきたか」という議論の“経過”及び“残された課題”をお話させていただきます。内閣府が作成したパンフレット「STOP・THE・暴力」(p.113 参照)を参考資料といたします。

私が国会議員になった3年半前に、初めて行った立法作業が、この「DV防止法改正」でした。議員としては新米ですが、議員になる前の小学校教員としての経験を通して、子どもへの虐待やDVに関してはいくつか事例も見ておりましたし、「女性に対する暴力」は重大な人権侵害であり、その背景に女性差別が横たわっていることを認識しておりました。そして、女性差別をなくすため、働く女性としての運動に携わってきましたが、正直なところ、日本の女性にとって「女性に対する暴力」がどのような現状になっているのか、そしてそれを支援している方たちが現場でどのような苦労や困難に直面しているかは、きちんと理解しておりませんでした。

#### 〔市民立法としての改正法〕

「市民立法」としての法の改正にあたり、2002年2月、DV防止法改正のためのプロジェクトチームが参議院の「共生社会調査会」に設置されました。これは超党派ですので、当初は現法務大臣の南野知恵子さんが座長で、副座長が民主党の小宮山洋子さんでした。後に小宮山さんは衆議院に移られましたので、新米ながら私が副座長をやらせていただくことになりました。副座長に決まった途端、シェルターで活動している方や、DVの被害当事者で保護命令を発令してもらい逃げて自立のために活動している方々が、連日、国会事務所に訪ねて来られました。

私はDV防止法という法律の仕組みすらよく理解できないまま、現場の声や当事者の声を聞かせていただいたのです。最初は本当にパニックに陥るような状況でしたが、その中でだんだん課題も見えてきました。私の役目は、私自身が現状を認識し、それを法律の中に生かしていくことだと分かりました。

法律の不備、運用の不備といった点で、みなさんの生の声は非常に衝撃的なものでした。支援者の方は、たとえ私が不在であっても、毎週月曜日には事務所に資料を持ってきます。最初は、とてもその内容を理解できず苦労しました。しかし、いまでは、本当に生きた、魂の入った法律になるよう、法の改正作業に取り組むことができるようになりました。

#### 〔立法者として法の意図するところとその改正内容〕

特に、当事者や支援者が強調されたのは、「DVの実態が認知されていない、法律そのものも、DVとは何かということも理解されていない」ということです。私たち議員も、法案をつくるお役人もそうですし、実際に被害者が駆け込む警察、福祉事務所、更に言えば一時保護をしている婦人相談所の職員さえDVとは何なのかを理解していないため、二次被害が起きているという話を聞かされました。その認識のずれによって引き起こされている問題が、非常に大きくクロ

ーズアップされたのです。

改正前のDV防止法では、一時保護を受けた後の生活再建や、被害者がこれまで受けた傷を回復し、尊厳を取り戻しながら本当に一人の人間として生活していけるように支援する自立支援については、ほとんど不備だということも明らかになってきました。



もう一つ、外国籍女性のDV被害が非常に多く、そのほとんどは不法滞在の状態になっているために、DVの被害にあっていることすら相談できず、何も支援が受けられないという問題もありました。また、障害を持っているDV被害者は、障害があるためにDVの窓口ではなく障害者の窓口に戻され、そこでまたたらい回しにされるという問題なども出されてきました。

改めて「DVは犯罪である」ということが、いかに認識されていないかが分かりました。

保護命令の内容を議論するときにも、プロジェクトチームのメンバーと法務省との間で、つかみかかりはしませんが「どうしてわからないの?!」という場面に遭遇することも度々ありました。例えば加害者に対する退去命令は、以前の法律では2週間でしたが、この2週間は「とりあえず逃げ出してきた被害者が、家に帰って着るものや身の回りのものだけをあたふたと整えて、また家を飛び出してくる」2週間ではありません。もし、DVを犯罪であると認識するならば、出て行かなければいけないのは加害者であって、加害者が捕まえられて処罰されるのが当然です。しかし、DV防止法では被害者が犯罪人であるかのように自分の居住地を2週間を出て、後は逃げ隠れしなければいけないのです。こんなおかしいことはありません。しかし、居住権や、財産の自由権など、保護法益のバランスから考えると、加害者を自分の住居から排除する退去命令の期間は、2週間以上延ばせないということです。最初は法務省がぎりぎり譲って1カ月だと言っていました。その根拠も、「それぐらいが相当の期間だ」というだけで、「相当」の理由は何なのだと聞いても何も出てきません。粘りに粘って、2ヶ月になりましたが、その根拠もいまだによくわかりません。大きな声で机をたたかばかりに議論してできたのは、1カ月を2倍にただけです。個人的には、保護命令という法律の作り方に問題があるのではないかと思っています。犯罪であるという認識が徹底しない原因には、加害者処罰が法律になっていないこともあると考えています。

また、二次被害についてたくさんの事例が出てきました。被害者に対して「あなたにも我慢が足りなかったんじゃない」、「夫に対して口で倍返しの暴力をやっているんじゃないか」など、女性にも原因があるような言われ方をされたという被害者からの訴えも聞きます。なかには、「男性は社会的に大きなストレスを受けており、それがマグマとなって爆発してしまう。安住できる家庭という場所で発散しているだけだ」という説を唱える方もいらっしゃるようですが、これはDVの本質を認識していない証拠です。明らかに、「女性を支配する道具として暴力を選択しているのがDVなのだ」という認識がないのです。

暴力の多い家庭で育ったらみんな“暴力夫”になるかといったらそうではありませんし、社会的ストレスを抱えている人全てが妻に暴力を振るう訳ではありません。暴力の背後には、女性を支配するために暴力を選択することをよしとする意識や、女性は支配の対象であるという意識があります。ジェンダーの問題が横たわっていることを私たち女性が認識して、被害を受

けている女性たちと連帯することが重要なのだと、この議論の中で感じました。

法改正の時、一番大きな課題は、民間シェルターへの財政措置あるいは財政支援ができる法律にして欲しいということでした。官は被害者の自立支援にまでは施策が及んでいませんので、実際にこの部分を担っているのは民間シェルターです。しかし、そこに必要な財政的な支援がいないため、民間シェルターは「いつ閉鎖しなければいけないか」という状態にあります。「官と民が連携し、きめ細かな自立支援ができるような施策が欲しい」という課題が、民間シェルターの方々から出されました。

前の法律でも、前文に「自立支援の体制整備」と出ていたのですが、実際には一時保護を民間に一部委託するというだけで、ほとんど整備されていませんでした。その結果、地域間格差が非常に大きくなってしまったのです。自立支援を明確にして、それを担っている民間シェルターへの財政措置、あるいは財政支援ができるような法律にしてほしい、これが今回の法改正の中で私たちが最も大きな目玉として認識し、議論してきたところです。

鳥取県の施策は実に総合的で、きめ細かな支援になっていると感じています。鳥取県と同じような施策をするために、法律の中にすべてを書き込むわけにはいきませんので、議論の結果、国として総合的な施策の基本方針を設定することになりました。法律の中で、各都道府県市町村は基本方針に沿って、できる部分はよりきめ細かく、より高い水準の基本計画をつくることを義務づけました。国は施行に合わせて、2004年12月2日に基本方針を出しておりますが、この基本方針にはこの1年間の法改正で議論されたことがかなりきめ細かく書かれておりますので、各自治体も、ぜひこれを上回る基本計画をつくってください。

## 〔改正点〕

### 保護命令の対象拡大

パンフレット「STOP・THE・暴力」の2～3ページ（p.116～117参照）をご覧ください。まず、法律の対象が拡大され、元配偶者も保護の対象となりました。ただし、元配偶者であっても、婚姻中に身体的な攻撃を受けていなければ、離婚した後受けた身体的暴力では保護命令の対象にならないということです。なぜここまできめ細かく分断するかは分かりません。また、恋人や交際相手についても、「女性に対する支配のための暴力」という点では共通しているのですが、対象とするように強調したのですが、これも配偶者は逃げられないが、恋人は逃げられるからストーカー規制法で対応すればいいと言われました。逃げられないところがDVの特質であると言っても、男性ばかりの法務省のお役人には分かってもらえませんでした。

保護命令の対象になる暴力は、相変わらず身体に対する不法な攻撃と限定されたままです。精神的暴力や性的暴力も含むように随分議論しましたが、例えば最後の最後まで粘っても対象に入らなかったのが脅迫です。「何月何日に殺すぞ」とか、「子どもをとっているから、会いに来ないと子どもがどんな目に遭うかわからないぞ」という脅迫を受けている場合も保護命令の対象に入らず、本当に悔しい思いをたくさんしました。保護命令の対象の拡大は、非常に大きな課題です。

### 被害者の自立支援

また、被害者の自立、生活支援のための就業促進、住宅確保、援護などに関する制度の利用などについて明記されました。これら自立支援に本当の息を吹き込むのは都道府県で作られる

基本計画であり、実際の実施機関がどのような具体的活動をするかにかかっていると思います。これは鳥取県にぜひ見習っていただきたいと思います。

### 民間団体との連携

次に3ページ(p.117参照)に「支援センターはその業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努める」と明記されました。具体的には、例えば、関係機関の連絡会議や調整会議をするときに民間団体にも参加してもらい、民間団体も一緒に事例検討会議などを行う、あるいは研修、啓発に関するパンフレットを作ったり、研修会をするときに民間団体の支援者や、場合によっては被害当事者に実際の体験を話してもらうことは非常に重要です。「連携」とは、これらも含めています。

### 子どもの保護

保護命令の中身については、入れるべきところがたくさん漏れているので残念ですが、接近禁止命令のなかに「子ども」が入ったことは非常に大きかったと思います。子どもをいつ連れ去られるか、子どもを連れ戻されたために自分も戻らざるを得なかったという事例はたくさんあります。虐待の問題も含めて、被害者が連れて出た子どもへの接近禁止命令によって、DV被害者の心の安心を確保するという部分を入れることができました。

ただ、板橋で支援者が殺されたという殺人事件があったにも関わらず、親族や支援者への接近禁止命令が入らなかったということと、保護命令の対象に電話やファクスやメールで繰り返し行われるつきまといという脅迫が入らなかったのは力不足でした。

残された課題はまだまだいくつもあります。しかし、運用改善された部分もあります。

警察のストーカー規制法の運用における恋人や交際相手に対する対処や、不法滞在を見つけたら通報およびほかの機関へ連絡するという対処が決まっているのですが、「DV被害者が助けを求めてきた場合にはほかの機関に連絡しなくてもいい」などです。ぜひ周知徹底を図って欲しいと思います。そして、基本計画で、地域間格差もぜひ無くして欲しいと思います。

### 【今後の課題】

最後にパンフレット「STOP・THE・暴力」の11ページ(p.125参照)にある「配偶者による殺人、傷害、並びに暴行事件の検挙件数」の統計データをご覧ください。平成15年の殺人の部分を見ていただきたいのですが、1年間215件の検挙があり、133件は夫が検挙されました。1年間に133件ということは、3日に1人はDVで殺されている事実があるということです。私たちは周りの人たちや行政に対してこういった現実を突きつけながら、DVをなくしていくために精いっぱい連携をとって支援していかなければいけません。法改正作業に携わり実際に改正された法律はまだまだ不十分ですが、不十分ながらも、改正した部分をてこに、DVがゼロになることを目指して私も頑張っていきたいと思っております。

財源の問題については、DV法が施行されて3年、改正されてまだ歩き出したばかりのよちよち歩きです。こんなに認知度の低い法律が一般財源化された場合、どれだけ充実した法の施行がされるかについては大変な危惧をしております。今年の予算では一応一般財源化は免れましたが、その対象になっていることは間違いありません。皆さんと一緒に力を合わせて、国の最低基準としてナショナルスタンダードが定着するまで、一般財源化されないように、国の責務としてやっていかれるように望んでいます。私も頑張ることをお誓いし、報告に替えさせていただきます。

## パネルディスカッション

### 鮎川葉子（シーズ市民活動を支える制度を作る会スタッフ）

私はシーズ＝市民活動を支える制度をつくる会のスタッフです。シーズの活動について簡単にご紹介した後に、社会の問題解決に当たって、関係機関の連携を含めた「課題解決のための協力」をどのように考えるのかという問題提起をさせていただきます。

シーズは任意団体で、NPO法をつくる目的で結成されたプロジェクト団体です。NPO法、「特定非営利活動促進法」は1998年に成立しましたが、シーズはこの法律の成立を運動を目的に活動してきました。シーズではNPO法を一つの道具と考えており、この道具をいかに市民がうまく使って、自分たちの問題解決につないでいけるかが大切だと考えています。はじめは制度をつくるのが目的でしたが、制度ができたので、現在はその道具をより使いやすいものにするのと、道具の使い方を多くの方に知っていただけるように活動を続けています。

そのために、いろいろなNPOの活動分野に関する調査をしていますが、このなかで私は特に、医療・保健・福祉に関する分野をみています。DV問題は、NPOという道具が非常に有効に活躍する分野であると考えております。DV問題では、シェルターをどんどん民間に委託していこうというのが現在の大きな流れで、NPOがその受け皿と考えられているようです。

NPOの特徴は多様な人々が組織の構造を支えているところにあり、この構造が、NPOが問題解決に対して機能する際、非常に自由な動きを生みます。NPOが行政や企業とまったく異なっているのは、多様な人々や組織が会を支えているというだけでなく、その支え方も非常に多様であるところでしょう。「会員になる」、「寄附者として寄附をする」、その活動の「ボランティアとして働く」、企業がタイアップして事業を行ったり、専門家が、専門家という立場を超えて問題にかかわりたいとき、専門機関ではできないことを実現させようとNPOで活動するなど、多様な参加の形を組み合わせることで問題解決をしようとするのがNPOという組織です。 1（p.66 参照）

この「組織を支える要素の多様性」が、目的や対象、例えば「DVを含めた女性の人権侵害の問題」に、「一つの解決法」ではなく、「問題への多様な関わり方」を提案することになります。NPOという参加の場では、当事者と支援者の立場は相対するものではありません。当事者たちが当事者であることで支援者として機能したり、あるいは当事者として最初は支援を受けていた人が、そこから積極的に外に向かって支援を発信していくこともあります。関係性が変化しても参加し続けられるのがNPOの特徴です。専門家は専門家として動こうとする限り、その専門性による束縛を受けず、行政も制度の仕組みで決められた「利用者」「提供者」という関係でできることしかできないわけですが、実際の社会で問題解決をしようすると、枠のなかだけではできないことが大変多いわけです。そうした現実に対して、自在性の高い「場」を提供する。NPOは、この「場」の機能が非常に大きい組織です。

そして、その「場」が十分機能するためには、常に組織が人の関係性を構築するよう努力し

なければならないのも NPO の特徴です。

営利の活動は、消費者に財やサービスを提供して対価を得ますが、社会的な課題では、対価が払えない人に対して財やサービスを提供する機会が多岐にわたります。被害を受けて、身一つで逃げてこられた女性がシェルターを利用されるとき、彼女から利用料が取れないのは当たり前の話です。そこで行政が制度を作ってお金を出すわけですが、それだけでと、制度になっていなければお金は出ないし、行政が決めた額しか出ないわけです。ところが、女性たちに必要な支援も、それにかかるコストも、現実にはさまざまです。

支援を必要としている人から対価を得ることはできない。このようなとき、NPO は、ただ必要な制度の実現を訴えるだけでなく、そこに多様な関わり方が生まれる場所を作ろうとします。被害者からはお金が取れないけれど、彼女たちを何とかしてあげたいとか、女性の権利の向上にお金を出すことに意味を見いだす人々をうまく巻き込んでいこうとする。例えば「良い



ことをしたい」、「名誉を得たい」、「あるいは「人権に配慮がある企業であることを示して消費者のイメージを上げたい」など、問題に関わりたい理由はさまざまでしょうが、A という結果を得るのに B から対価が得られないなら、C や D や E を巻き込んで実現させようとするのが、

NPO 的発想です。多様な見返りを準備した参加の場を用意し、多くの人が関わられるようにする。

「いいことをした」、「役に立った」、「女性が自立していった」、「社会の問題の解決に関わった」、「県下で女性の被害件数が下がった」。問題解決の成果が見えることで多くの関係性が満たされていくという機能が、NPO という組織の最も重要な部分であり、特徴です。

けれども、いま NPO が社会的な注目を浴びている理由の多くは「NPO というのはボランティアがやっているのだろう、そのボランティアというのはただで働くのだろう、それならば、それほどお金をかけずに「面倒な人たち」を引き受けてくれるのではないか」というような安易な考えからではないかと思えます。NPO への期待が、本来の重要性からはずれたところで過度に大きくなってきていることは、NPO 法をつくろうと活動してきた側からすると、何かちょっと隔靴搔痒（かっかそうよう）というか、こんなはずじゃなかったけど、という気持ちがあります。

実際に制度ができて、動き始めると、それは道具ですから、その道具を使っているいろいろなことをしようという人が現れるのは当然です。そのなかにはいろいろな思惑がある。NPO 法人が先日 2 万を超えましたが、今後もこの調子で増えていくでしょう。行政では難しく対応できないから何とか NPO でやってくださいと、問題解決を民間に回すために行政が NPO を作るケースも増えてくると思いますが、企業が自社の商品のマーケティングや宣伝のために NPO を立ち上げるケースなども、実際に増えてきています。

一方で市民サイド、一般の人たちの中では、NPOに期待するムードだけが先行して、あまり理解は進んでいないようです。今日はパネルディスカッションの部分で、幾つかの事例を紹介しながら、DVの問題にかかわるNPOの調査や、現場の活動者から直接伺ったお話をもとに、NPOの視点からのNPOの可能性と、今日は行政の方が多いと聞いておりますので、行政とのどのような協働によって問題解決ができるのかをお話できればと思います。

### **檀本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）**

私は、愛媛大学医療福祉支援センターの副センター長です。医療福祉支援センターは、2000年代にばたばたとできた機関で、いまでは旧国立大学の大部分に設置され活動も開始しています。愛媛大学の付属病院に設置されている医療福祉支援センターは、設置からまだ4年に満たない歴史が浅いセンターですが、全国で3番目に国立大学にできたセンターです。独立行政法人化のなかで、地域間の医療の連携や、患者さんに安心を提供する窓口が必要だということが認知されたということです。

それ以外の役割として、心のリスクマネジメント、ドクターハラメントなどに対する苦情の受け付け、患者さんからの医療福祉などに関するあらゆる相談にあたります。大学病院を利用されていない患者さんからのお電話や、ご相談もあります。このように、看護も福祉も含めた医療相談のなかでは、DV問題についても接点があります。外来の主治医や看護師が、「けがの様子を見ると、どうもおかしい」「DVではないだろうか」と疑って私どもに連絡がくるともあります。しかし、DVの問題に関しては非常に無力だということを常々感じております。私は決してDV対策先進地からやってきたわけではありません。

無力ながらも、被害を受けた方々と接点を持ち続け試行錯誤していたとき、アジア女性基金から、大学病院で「医療現場におけるDVの早期発見と他機関との連携」という研修会をもたないかというお話がありました。その研修会がきっかけで、DVの問題について取り組むようになり、徐々にですが愛媛県内の関係機関の方々と連携ができつつあるという状況です。



実は私は以前、保健所の所長と県庁の健康増進課長とをそれぞれ10年間しており、完全な縦割り社会の真ただなかでいた1人です。その時分、NPOの皆さんとは随分関わる機会がありましたが、NPOの方々からの「県

はとにかく口出しせずに、金だけ出していればいいんだ」という言葉が非常に印象に残っています。「パートナーシップを組むなんてとんでもない。あんたらは文句ばかり言うし、補助金の使い道のことばかり聞いていて、一切我々の役に立つようなアドバイスはない」と言われました。行政の側も、「NPOは、お金を出してあげさえすれば、機嫌がいいんだ」「それで票につながるんだ」といった考え方しかしない。私も県のある幹部から、「とにかくNPOとの会議があるときは黙ってふんふんと聞いて、じゃあその通りにしますと言っていればそれで済むんだから」と言われました。NPOと行政のパートナーシップが始まるどころではなかったわけです。

しかし、先ほど、鮎川さんが、DVの問題は「NPOにマッチしている」という表現をされましたが、これからはDVのみならず、すべての事柄にNPO、あるいは住民の声が絡まないとうまく進んでいかないでしょう。これまで、多くの問題が、行政や専門家主導で行われていたのが不

思議なくらいです。

私は児童虐待予防の国の研究班を担当しているのですが、行政がいままで取り組んできたのは児童虐待を減らす対策ではなく「児童虐待問題に何らかの手をつけないと世間の目が許さないで、とりあえず児童相談所のしりをたたいて親子分離を進める」というレベルに留まっているように思えます。どうですか、いまの対策で児童虐待が減ると思いますか。DV問題についても同様です。本当にDVそれ自体を減らすための活動をしているとは思えません。基本的に予防活動になってない。NPOなり当事者の皆さんが主体になっていないからです。

行政はこれまで、「してあげる」サービスをやってきた。「一緒に何かをしましょう」というのではなく、「NPOの要望や陳情のいくつかを拾い上げてやってあげよう」という発想です。ここにはNPOなり住民の声が不在です。そこをもう少し考えていけば、いろいろな意味でNPOと行政のパートナーシップが進んでいくだろうと思うのですが、なかなかそうはいきませんでした。

医療者は、「医療は患者の命を守ることが目的」だと誤解しています。治療という線を越えたところで、他機関とあえて連携をするのは余分の仕事とといった考え方だと思います。自分のできる処置や手術をして、それ以上のことは医療の限界ですと言っているほうがいいわけです。だから、このDV問題も、けがを治すことができても、心の傷なり周りのことについては、自分に責任が与えられていない以上、通り過ぎるのは当たり前です。また、大部分の病院は経営第一で奮闘しています。ただでさえ赤字経営なうえ、ベッドを減らせと言われていたなかで、現場の医療者が、「DVなんか診られるか」という発想になってしまうのも解らない訳ではありません。

いま、日本の医療は、経済最優先の流れのなかで医療費削減が最大の目的になっていますが、これは方向が違っていると思います。「大病院では3時間待ちの3分診療」なんて揶揄されますが、日本の医療はものすごく受けやすい状況なのです。世界各国どこを見ても、国民の誰もが3時間待てば大病院で診てもらえるところはありません。何週間～何カ月待ちで大病院に行くというのが普通です。医療費が高いかどうかというと、日本の医療費30兆円の内、公費は8兆円程度で3分の1以下です。8兆円ですべての人が同じ医療が受けられるだけのシステムができているのは、日本だけです。

この医療資源をもっと効果的に使えば、児童虐待の問題も、DVの問題もかなりのものが把握できるでしょう。病院であれば、必ずDV問題について押さえる項目を決めて職員に周知する、または連携する機関を育てていくこともできます。医療というものを本当にコーディネートできる都道府県行政があれば、これは可能だと思います。しかし、どの都道府県にもこれだけ地域に密着した日本独特の医療システムを資源として“使う”という発想がありません。一番、住民と接点を持てる病院という場をあまり活用していないのです。大学病院ですら、独立採算を強いられるなかで、せっかくの資源をズタズタに切られているという状況が、私には非常に残念で仕方がありません。

病院や企業、NPOなどは手いっぱい全体をコーディネートできる機関がないことが問題です。DV支援は、被害当事者に対する直接的な支援だけではありません。当事者の経験を生の声として、医療や企業に反映したり、地域全体の資源に反映していくことが必要です。コーディネーターができて、生の声をいろいろな機関に伝えていける核になるところがあれば、まさに「岐

路に立つDV支援」の方向が変わってくると思います。

私がそれを痛感した出来事がありました。重症心身障害児のお母さんとお子さんが私のところに来られて、今度小学校6年生の子どもが中学に入るのだが、希望する学校はエスカレーターもエレベーターもないからあきらめざるを得ないと相談されたのです。「心配しているより、まず学校に行っておいでよ」と言いました。学校に行ってみると、何と中学生たちが、車いすに乗ったその子を3階まで上げて、みんなでわいわいやっているわけです。それを見て、校長先生もお母さんも何とか行かしてやりたいと思ったそうです。その後、また私のところに来られてお話をしているときに、ついつい私はその小学校6年の子に「頑張ろう!」と言ってしまったのです。するとその子は「先生、頑張る。僕が行って、学校を変えるんだ」と言ったのです。ガーンとやられました。つまり僕らは「してあげよう」、「かわいそうだから行かせてあげよう」と思っていたのですが、とんでもありませんでした。彼は自分が行けば学校が変わるんだと思っていたのです。学校に行くという事は、嬉しいことだけではなく辛いことでもあるけれど、それでも自分が行けば学校が変わるんだという使命感を持っていたのです。私はまさにこれだなと思いました。

その出来事から私も随分影響を受けました。障害者、あるいはDVや虐待の被害を受けた方には、ある程度落ち着いてこられたら、「あなたのその経験されたことを世のなかに活かして欲しいと思います」と言います。その力を発揮する受け皿をつくっていくなかで、私はパートナーシップが組まれていくべきであり、そのなかに医療は非常に大きな資源としてあるのだろうと思います。

## 片山善博（鳥取県知事）

全国で一番DV対策が進んでいると言われる鳥取県ですが、私などは面映ゆく意外な感じもします。数年前まではあまり何もやっていなかったのです。

私が知事になり、一番やりたかったのが行政の“ずれ”をなくす、行政を正常にしたいということでした。日本の行政はずれています。国も大変ずれています。地方団体も随分ずれています。お金をたくさん使っているのに、使い道も使い方もずれています。

鳥取県などは、その一つの典型だったかもしれません。箱物、ハード事業には借金をしていっぱい金を使うのですが、人にお金を使ったり気を遣うことは“悪”とは言わなくとも、財政運営上は好ましくないという考え方が基本的にあったのです。これは全国の自治体がそうです。

地方財政を分析する場合ですが、投資的経費と消費的経費と二つに分類する手法があります。投資的経費というと将来の投資という感じで響きがいいでしょう。消費的経費というと何か飲み食いしているのではないかという印象を持ちます。投資的経費はハード事業です。消費的経



費は、人件費などです。人件費がかかるのは教育、福祉です。投資的経費は公共事業や箱物になるわけです。投資的経費は善で、消費的経費は抑制するべきものだという地方財政運営上の一つの評価基準があり、鳥取県はその優等生だったのです。

私はそれに非常にずれを感じました。本当の社会のニーズ、県民のニーズのために資源を投資していかなければいけない、行政を正常化したいということが一つの目標でした。そのために「行政の透明化」、「説明責任」をしっかりとする、「チェック機能」をちゃんと効かせることを徹底してきました。

特に物づくりについては注力していますが、人を大切にするとということは、ともするとおろそかになります。特に弱い立場にある人や、声の小さい人、小さい存在といった声をあげられないところは目につきにくなります。だんだん光が当たらなくなってしまうところに光を当ててゆくのも、行政がしなければならない一つの分野だと思いました。

選挙中、県内をずっと回ったときに分かったのですが、鳥取県は高齢県ですから高齢者福祉はすごく進んでいるのです。しかし同じ福祉のなかでも障害者福祉には全然光が当たっていません。私は最初、障害者福祉から始めました。驚いたのは、例えば障害者福祉のあり方を考える集まりに参加する有識者が、みんな高齢のおじいさんばかりで当事者が全くいないということです。そこでいろいろなタイプの障害のある当事者に出てきてもらう集まりにし、意見を聞きました。障害の種類や程度によってはご家族や障害者の福祉に当たっている最前線のスタッフに出てもらいました。

すると、現場の実態というのは、いままで行政がやってきたことと全然違うのです。私も驚きましたが、県庁の職員も「へえ、こんなことになっているのか」と驚くわけです。私はそのことに驚きました。専門家が当事者の話を聞いて新鮮な気持ちを覚えるなんておかしいのですが、それが実態でした。

あるときに県会議員から、DVの被害者支援に当たっているシェルターの方が非常に苦労して活動されているから、一度直接話を聞いてあげてくださいという話を伺いました。DVがおよそどんなものかというのは分かっていましたが、実際に現場で被害者の自立支援に当たっている方のお話を聞いたことはなかったので、実態を知って本当に驚きました。シェルターの方の現場の方が何をし、何に悩み、何に苦しんでいるかを生で聞き、これは大変なことだと思いました。

そこで今度はDV、児童虐待について、当事者ないし、当事者により近い人の意見を聞くために、私も含めた県庁の職員と一緒に意見を聞く会を設けたのです。すると、いろいろな実態がわかってきました。担当の職員も現場に行くようになり、直接話を伺うことで共感し、これは一緒にしなければいけないと思う部分が出てきました。ところが、そこから先がなかなかうまくいきません。予算化しようと思うと財政の壁というのが出てくるのです。財政課の人はあまり現場を知りませんから「やらなければいけない」と思う人の気持ちが共有されず途絶えてしまうのです。そこで私は、財政課の職員にも現場に行って、自分の目で見て、話を聞いて考えなさいと言いました。そうすると必要なものはずっと通りやすくなります。それをしないと現場の感覚を共有した職員が板ばさみにあってしまいます。DVだけではなく、ほかの分野でも壁を取り除いてあげる必要があるので、財政課の職員に全ての現場に行くようにさせました。すると必要で本当に大切な施策が、比較的スムーズに予算化されるようになりました。

現場でシェルターの皆さんと一緒に考えると、まず、保護の場合に何が課題になるのか、自

立支援のために必要なプログラムは何なのかが分かってきました。それに対して NPO や行政が何をすべきか、その保護、自立支援に当たっている最前線の NPO やシェルターの皆さんにより生き生きと活動をしていただくために、行政がしなければいけないことが、だんだん草の根からできてくるわけです。まず始めに現場を見る。すると、しなければいけないことが分かってくるのです。それをずっと積み上げてみると、何となく施策の体系化というかカテゴリーが分かってきたというのが現状です。

そうこうしましたら、議会でも DV や児童虐待の問題が積極的に取り上げられるようになりました。議員が何人も実際に児童相談所に行き、自分で見たり聞いたり、議員によってはシェルターの皆さんと一緒に活動し、行政では得にくい情報を持って議会で議論することもあります。私との間でやりとりをしますと全員の議員が聞きますので、議員全体にもだんだんと問題点が共有されてきます。問題点が共有されると、予算を出してもそれに対する抵抗感は全然なくなります。そして、議会の議論のなかからこの分野についてもいろいろな政策課題が具体的に出てくるので、順次政策化し予算化してきました。

鳥取県が先進県だと言われていますが、一生懸命やってきただけというのが本音です。しかも、それは現場を見て、現場で学ばせてもらいながら、一緒に施策を積み上げてきた訳で、言うなれば民間で、最前線で活動されていた皆さんのおかげなのです。

よくそれだけ予算がつきますねと言われるますが、ものは考えようだと思います。確かにお金はかかりますが、箱物やハード事業に比べたら二桁も違います。私は就任以来、箱物の計画を全部やめました。240 億のダムも田中さんの脱ダム宣言よりも早くやめていました。一方では何桁も大きいところにどんどん使い、それでいて二桁も少ないところにお金がないというのは、財政のバランスを欠いているからだと思います。鳥取県は貧乏県ですから財政的には大変ですが、バランスをとって優先順位を考え、本当に必要だと思っている分野に予算をつけることが大切なことだと思い実行しています。

DV 防止法が改正になり計画を作ることになりましたが、鳥取県は3つの考えを持って去年9月に計画を作ってしまった。議会での議論で政府の基本方針が出る前に、私たちはいま自分たちが現場でやっていることをまず総点検し、それをもとに自分なりに総括して、足りない部分はどこなのかを自分なりに考えてみよう、計画の原案をつくりました。その後、政府の基本方針が出てきたら、足りない部分は取り込めばいいという考えが1つ目です。2つ目は、政府には現場がありませんから、現場を知る我々が作った計画を政府に参考にしてもらって基本方針に入れてもらえば、日本全体により良いものが広まるのではないかとということです。3つ目はこの種の問題はどこかにモデルができると全国の自治体が参考にしますので、鳥取県で良いものをつくっておけば全国に広がるのではないかとという考えです。

足りない部分も見えてきました。例えば、もう少し実効性のある加害者対策が必要だということです。足りない部分があると加害者対策を計画に入れます。計画に入れると実際に具体的にやらなければいけないので、難しく試行錯誤ですが、来年度も予算化していくことを考えています。

少し悩んでいるのは、鳥取県が DV 問題に積極的に取り組んでいると、「逃げるんだったら鳥取県」と半分冗談で言われることです。鳥取県に余力があればいいのですが、それでは問題の解決にはなりません。鳥取県の県民にも、DV の被害を受けて、県外に一時的に逃げなければい

けないケースは残念ながらあるのです。DVの予防と被害者支援対策は、一つの自治体だけでいい施策をやっているからそれで終わりというわけにはいかず、広域的、全国的に必要です。全てを均一化する必要はありませんが、一定レベルまでは上がらなければいけないという問題意識を持っています。

知事会を通じて、全国的にもっと連携をとり施策の水準を上げていまいしょうと呼びかけています。これがなかなか難しいのですが、多少変化がありました。去年5月に中国地方知事会で、島根、岡山、広島、山口の知事にDVの問題に対する鳥取県の取り組みを話し提案しましたが、当時の反応は何のことが分からないという感じでしたので、ぜひ担当の人からよく聞いて、できれば知事さん自身が現場を見てくださいと話しました。

そして10月の知事会でもう一回問題提起しましたら、皆さん県内の実態などをちゃんと勉強していました。やはり問題を投げかければ違うと思います。知事が全部見ているわけではないでしょうから、なかなか完全にはいきません。多分一歩か二歩ぐらいの前進だと思います。次の中国地方知事会でその結果を分析して問題提起しようと思います。広域連携がなかなか急速には進まないもどかしさがありますが、やっただけの効果はあると思いますので、これを全国レベルに広げていこうと思います。

あとは警察、行政、民間のNPO、医療の現場など色々な分野が地域的に連携することが非常に重要です。また、社会のあり方として「根源を絶つ」という問題をどのように国全体で進めていくといった問題意識も持っています。試行錯誤の段階ですが、これからも一つひとつできることをやっていきたいと思っています。

## 鮎川葉子（シーズ市民活動を支える制度を作る会スタッフ）



檀本先生、片山知事のお話は非常に興味深いものでしたが、行政サイドからの提案が大きかったので、民間サイドの問題提起として幾つかの事例をご紹介します。

シーズでは、NPOに関するいろいろな調査していますが、まずは、私が一昨年に調査を担当した日本のNPOの事業の分析から、NPOにおいては関係性の製品化が重要という話題を紹介します。 2（p.66参照）

皆様は、シェルターのDV被害者の緊急一時保護事業はおなじみのものかと思います。しかしこれを行政の一時保護所ではなく、民間のシェルターが運営する場合は、被害者が行政に助けを求めて、行政が制度により預かってよそへ逃がす、という流れだけではない多様な参加の仕組みが機能しています。

民間シェルターは、「支援が必要な女性」のニーズを満たすために「シェルター」というサービスを提供しているのではなく、「緊急一時保護事業」という受け皿を多様な人々のニーズを吸い上げる場所として設定し、「女性の権利の向上のためのアドボカシー」に向かう流れを生み出しているのです。これが「NPOにおける関係性の製品化」と、シーズが呼んでいるものです。

このポイントを理解しないで、日本では女性の人権問題について理解が浅いし、寄附の文化

もないから、行政にお金を出してもらおうように働きかけていくしかないのだ、と考えている方に出会うことがあります。本当にそうなのでしょう。行政からのお金に頼ってしまえば、「関係性を製品化」することができなくなってしまいます。

それに、一時保護を求めてくる女性の一日にかかる食費、宿泊や生活を維持するための最低限のお金と、施設の管理費を引き出しただけでは、女性の自立にはつながらないことは、現場で働いている皆さんならよくご存じだと思います。

NPO ならボランティアとか、気持ちのある人たちが非常に安いお金で頑張ってくれらるだろうと思っている行政の方もいらっしゃるようですが、支援する側が疲れ果てるまで頑張らなければならないようでは、援助を求める人たちに十分なケアを提供することはできません。自立支援が機能するためには、スタッフの研修も、ちゃんとプランが組まれたケアプログラムの開発も、そのための費用も必要でしょう。評価の定まった、比較的大きな民間シェルターでも、行政からの委託事業は一律で、十分なプログラムを提供できる費用がついているとはとても言えない状況です。本当に頑張っているところが、見えないお金として処理されてしまっているのです。

では海外はどうなっているのでしょうか。

シーズが昨年行った、日米の寄附市場の比較調査の事例をご紹介します。 3 (p.66 参照) これは私が担当したわけではないのですが、調査担当者によれば、アメリカのDV問題は、他の分野、例えば私がずっとかかわってきました HIV 問題のような「当事者の姿が見えにくくなりがち問題」のなかでは、比較のお金が集まっているそうです。それは国の施策、つまり全米の施策としてもお金がついてきているということが一つの理由にあるのですが、企業や市民からもお金が集まる分野になってきているのです。そこで、なぜみんながお金を出そうとしているのかという分析を、調査で行っているのですが、お金を集めてくるためには、問題が見えるようにする工夫が大切で、それがDV分野では非常によくできているということなのです。

この冊子は、調査先の団体が販売している、救えなかった女性たちの声を集めた本です。アメリカは市民が銃を持てますから、カッとなった夫に撃ち殺されて終わり、というケースもよくあるようです。「支援につながりかけていたのに、あそこで帰したばかりに殺されてしまった女性」が、生前団体に残っていた当事者の声を、このような形で本にして見えるように加工することで、問題への理解を訴えるとともに、収入にもつないでいるのです。

日本は寄附が集まりにくいとよく聞きます。確かにアメリカのほうが寄附が盛んですが、この日米の調査では、この差は1件当たりの金額によって生まれていて、寄附している人の数がものすごく違うわけではないということや、アメリカのNPOは寄附集めに非常に積極的なのに、日本のNPOはあまり寄附集めに熱心ではない、という結果が出ています。

この調査をもとに、日本のNPOが、もっと寄附を集めるための道具をうまく使うことを学習すれば、多様な参加の仕組みを発展させることができ、日本のNPO活動はもっと伸びるのではないか、そのための情報提供をしていこうというのが、今後シーズが取り組もうとしている課題です。

上手な寄附集めの話で必ず出てくることは、寄附した結果が明確に見えることがとても大切だということです。また、企業の寄附と活動の関係性をわかりやすく示せる場合は、特に企業の協力が得やすいのです。モトローラ社という携帯電話の会社は、被害を受けた女性のために携帯電話を無償で提供しているそうです。逃げるための支援を求めたり、自立のために必要な

携帯電話と電話代を寄附しているということです。モトローラが支援団体に提供している避難用のバッグを見せてもらいました。携帯電話と、クレジットカードなどをバッグに全部入れておいて、何かあったらそのバッグを一つ持って逃げるといったものです。

クアーズというビール会社に支援を受けているナショナル・コーリション・アゲインスト・ドメスティック・バイオレンスというネットワーク団体では、アルコールと暴力の関係は、その引き金になることはあっても、本質的に関係があるわけではないという調査データを出したことで、この会社の支援が受けられるようになったそうです。暴力はアルコールが引き金になってはいるが、アルコールのせいでは暴力が起きるわけではないとはっきり証明されて、アルコールが悪者にならないということで、アルコール会社としてお金を出すことができるようになったという話でした。

相手が何を求めているかをこちら側がきちんと理解して、歩み寄れる提案をしながらお金を集めていけば、DV問題にお金を出そうと言うところはまだあるのではないのでしょうか。問題を見えやすくする工夫が、NPO側に足りないのかもしれないということも、印象として感じることがあります。

実際にあちこちの民間シェルターに行ってお話を伺うと、皆さん口々にお金が集まらないとおっしゃいます。企業や市民はお金を出さないから、行政がもっとお金を出すようにならなければならないという意見も聞きます。

しかし、被害者のプライバシーなどの問題があるのはもちろんわかっているのですが、守秘を徹底させた上で、被害者の姿を見せていくこと有効な方法ではないでしょうか。

例えば、被害を受けた女性たちがつくったキルトでディスプレイをして問題をアピールすることもできます。日本でも「主張するTシャツを集める会」という活動がありますね。存在を見えやすくする工夫は何かできるでしょう。寄附を集めるときのコツは、求める先が企業なら、直接企業に跳ね返ってくる成果が見えやすい方が良いと思います。相手が個人の場合は、その問題にまつわる物語を見せていくのが非常に効果的です。これは日本もアメリカも基本的に同じであろうとこの調査を担当者したものが言っていました。

DVの被害者の場合、ストーリーを見せることでその方自身が危険になるということが起こりますから、どのような方法で行うかには非常に神経質にならざるを得ないということはわかっていますが、先ほど榎本先生がおっしゃいましたように、被害者のなかから声を上げようとする人たちは必ずいるし、その人たちが安全に声を上げていけるような工夫も必ずできます。問題を見えやすく加工して働きかければ、DVの分野は最近注目が集まってきておりますし、お金を集めることはできると思います。

先日、助成財団という、助成金を出す財団の連絡会に出席させていただいたのですが、議論のなかで、社会福祉分野の助成金にDV被害者シェルターからの申請が増えてきたという話題が出ていました。従来の社会福祉の分野にとらわれず、広く福祉に助成を出していく方向に変わってきているので、女性の人権問題も社会福祉分野からの切口で説明して助成を申請してくれば、それに応えていこうという動きも出てきたと聞きました。日本でも、DV問題に対する社会の理解が非常に変わってきているのです。

先ほど知事のご発言で、そのとおりと思ったことがあるので、最後にコメントします。問題解決のための議論を理念対理念の争いの場にはいけないという部分です。特にジェンダーに関わる問題は非常に繊細な権利対立を含んでいるので、理念対理念で戦ってしまうと、議論

の収集がつかなくなる可能性があります。議論は重要ですが、それによって当事者の支援が進まなくなってしまうのは何にもならないと、私も思います。当事者の支援を十分に行うためには何が必要か、問題解決に一步でも近づくためにはどうしたらいいのかを話し合うことが一番大事なのであって、そこでNPOが持っている、多様で異質なものをコーディネートによって一つの舞台に参加させ、関係性を構築することで問題解決につなげるという特性を活かせば、回り道に思えるかもしれませんが、それが一つの突破口になって、理念対立が解消されていくことも多いのではないかと思います。

## 榎本真幸（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）



理念対理念の戦いは、うまく解決がつかずに確かによくないのですが、私は、目的を共有しないなかでの議論というのはもっと都合が悪いだろうと思っています。

例えば、企業の寄附を得るためにはいろいろな方法がありますが、「ただ、企業からお金をもらうためにやるのか」「企業と一緒にになってDV問題に取り組んでいくためにやるのか」で、全然取り組み方が違うということです。目的をき

ちんと共有していないと、企業に求めるものがお金だけという格好になりがちです。NPOで活動していると、お金がないことにものすごく振り回されますが、お金を得ることだけに一生懸命になっても何の解決にもつながりません。お金をもらうことは一つのねらいですが、企業や医療に働きかけて仲間を広げていくことに大きな意味があるのだと思います。

それと、行政において一番の問題は常に課題解決を目標にしていることだと思います。人々が求めているものは、行政の補助金につながっている課題政策化ではなく、もっと幸せな夫婦生活や家庭生活を営んでいくための、街づくりのビジョンです。一般市民の感覚と行政とのこのギャップが、NPOと行政がパートナーシップを取れない大きな壁なのだろうと思います。これに対する知事なりのアイデアや意気込みなどを、お話ししていただければと思います。

## 片山善博（鳥取県知事）

この間も子どもたちの自立支援の現場にその分野の専門職員1人を連れて行ったのですが、施設に行くとNPOの人がいました。いろいろ議論していると役所の人とNPOで活動されている人との間に、どうしても目の輝き、モチベーションに差を感じざるを得ないのです。本来、行政は、金もうけのために仕事をしているわけではなく、公のために働きたいという目的を持っているはずですが、役所とは公共のために尽くしたいという本来のボランティア精神を具現化できるところなのです。ところがいまは、お役所仕事になってしまっています。これを変えるために私なりに現場を共有し、解決型ではなく、理念を持ってモチベーションを高めるという意識改革をしています。これには教育的効果がありますが、完璧ではありません。

もう一つは、役所中心にしないことです。その一つの対抗軸は議会だと思います。議会が役

所とは違った情報と背景で議論をすることで、役所がかなりノーマライズされる面があります。私のところの議会も昔は農業とか公共事業の話が主流でしたが、いまは教育の問題や、障害者福祉やDV、児童虐待という問題のほうが多いのです。全てその場で真剣勝負です。単なる現場対応型ではなく、理念や理想を語る場になるのです。各部長は部長答弁をぱっと振られても全部自分でアドリブで答えられます。そういう議会では、議場で提案するとそれが政策に取り入れられます。議会がお役所仕事を正していくエンジンになると思っていましたから議会改革に力を入れてきました。

それから、役所はどうしても現場を理想的にしようということよりは、霞ヶ関を気にする中央集権型になってしまいがちです。来年の政策や補助金の情報が来ると、批判的、客観的に見るのではなくて、まず咀嚼してそれを市町村に下ろしていくから生き生きとした行政にはならないのです。鳥取県は霞ヶ関の言うことも耳を傾けいいものは取り込み、悪いものは無視していいし、変えるべきものは堂々と言う姿勢なので職員もだんだん変わってきました。

お金の集め方にはいろいろな考え方があります。NPO というのは本来、黙っていても共通の目的意識を持った人たちや、企業からお金が集まり相当部分が賄われるのがいいと思います。役所を介しなければ、物事は進まない社会というのはあまり健全ではありません。例えばニューヨークの公共図書館はNPOです。市も一部お金は出していますが、大半はNPOとして独自にお金を集めています。日本も、特に福祉やDVの分野においてそれに近づかなければいけないのですが、現実には集まらないのが実態です。特に地方ではマイクロソフトなどがあるわけではないので、必要ところは行政で手当てをしています。鳥取県では来年度の予算にDVを支援しているスタッフの心のケアや研修・養成、ボランティアの養成を盛り込んでいます。

外国人女性の被害者も多く、通訳が必要な場合がありますがこれも予算を盛り込んでいます。必要に迫られて行政が対応していますが、できれば任意のボランティアの寄附で集まるようにしたほうがいいと思い、それをどう進めるかをいまやっています。

例えば、日本では行政は中立だということで、企業を顕彰したりすることを避ける傾向がありますが、鳥取県では共通の目的意識を持って善意の寄附をしていただく企業はちゃんと顕彰しようとしています。あとは免税の手続が煩わしいので税制をもう少し簡素化しなければいけないという働きかけをしていきたいと思っています。

一番障害になるのは、寄附と行政の支援がトレードオフの関係になってしまうことです。行政が補助金、委託費を出すときに、寄付金があると財政難を理由にこちらを撤退させます。そうすると寄附を集めようという意欲がなくなってしまいます。そうならないように、インセンティブがあるような補助金の仕組みにしなければいけないと思っています。

それから鳥取県では、別途、企業自体がノーマライズされるように、男女共同参画推進認定企業制度というのを設けました。例えば子育てと両立しやすい仕組みをとっていたり、育児休業やその間の職務上、昇進への差別が起こらないなどの要素が満たされていれば認定するという制度です。みんな一生懸命チャレンジしてくれます。その顕彰や格付などもいまやっているところです。

## 会場との意見交換

### ファースト・ステップ

被害当事者（サバイバー）によるサバイバーサポートグループ、ファースト・ステップの代表です。まず、皆さんに一番にお伝えしたいことは、DVというのは、生きてこの場所で今日皆さんにお会いできるということの方が、不思議な事態だということです。被害者の現状を知り、その声を受け止めていただけたらと思います。

ファースト・ステップというグループを立ち上げたのは2002年です。私は2001年に3歳児とゼロ歳児を連れて、暴力をふるう夫のもとから避難しました。また、DVを目撃し父親からの精神的虐待に遭ってきた非虐待児のサバイバーでもあります。

DVということを知らずに生きていくなかで、なぜ生きづらいのかに気づけず苦しんできました。安心して安全に暮らしたい。これすら、私たち被害当事者の人生にはありません。生きてDVから脱出しましたが、その後も、脅えながら、名前を隠し、職業を隠し、身分を隠し、顔を隠して生きていく状態が続いています。ファースト・ステップで実際に動ける人間は2人ですが、その2人の安全の保証はありません。日々「死ね」「殺してやる」という脅しのなかで生きています。

精神も病みました。いまだに精神科に通っています。そしてそれは当たり前のことだと思うのです。安心して安全なくつろげる居場所もなく33年間生きてきた人間の心がどれほどずたずたに壊れているか、またその暴力を目撃してきた私の子どもたちがどれだけ傷ついているか想像してみてください。これははかり知れない問題だと思います。

被害当事者はかわいそうな人間でも、哀れまれる存在でも、救っていただく対象でもないと思っています。それなのに、支援者からも、「サバイバーのくせに何ができるの」、「精神科に通っている人間に何が言えるの」と言われ何度も何度もつぶされそうになりました。

私は、ファースト・ステップという活動をやっているからということで生活保護も切られました。「活動する気力があるなら、保護なんか受けなくて生きていきなさい」と。「それは死ねということですか」と問うと「死んで欲しくはないんですけどね」。これが行政の窓口から帰ってきた言葉でした。私たちは住民票を移せません。本名を公開することができないので銀行に口座がつかれません。私は個人事業主ですので確定申告があります。確定申告では住所地、居住地などを書かなければいけないのですがそれができません。確定申告ができないと今度は母子家庭としての支援が全く受けられなくなります。児童扶養手当が、現状認定ができないという理由で切られます。そして、ひとり親世帯の医療費も切られました。どうやって生きていけとおっしゃるのでしょうか。

シーズからは日々インターネットで情報をいただいております。本当にこの助成金情報というのがありがたいのです。私どもは、なかなか助成金の申請すら出せないのですが、この助成金情報は非常に有効で、多くのNPOの方々には助かっていると思います。アジア女性基金には、

DV 法改正のときに「サバイバーからの提言」という本を 800 部刷らせていただきました。おかげで随分法改正に被害当事者の声が盛り込まれました。いただいた 10 万円という寄附金が私たちの命綱でした。本当に感謝しております。

また、医療の面では、何度か病院に命と心を助けていただきました。保険証も住民票も免許証もない、それを使えない人たちが生きていけるように、医療を均等に受けられるようにしていただきたいと思います。医療機関が、この人は動いたらだめだと診断しているのに、行政からは「どうしてあなたはそんなに元気なのに働かないの」。もしくは、私が生活保護を受けていたときには、母子家庭で個人事業主で子どもがいれば子どもを保育園に預けざるを得ないのですが「あなたが働くとお金がかかり過ぎてマイナスになるのよ」と。そのどこが生活保護の自立支援のあり方なのでしょうか。子どもと家にもっていても心は生きていきません。命は助けていただきましたが、命があるだけでは人は生きていきません。

私たちの多くが選挙権をも失っています。住民票がないために、参政権がありません。ですから、住民としての声を上げることすらないという状態が続いています。そういう声を上げられないマイノリティーたちが、ハンドルネームという架空の名前で、インターネットの世界で声をあげています。どうか、機会がありましたら、ファースト・ステップというホームページをのぞいて、生の声を聞いてください。そして、日々命の危険を感じて生きている当事者がいるということを知ってください。

## 鮎川葉子（シーズ市民活動を支える制度を作る会スタッフ）



シーズが運営する「NPOWER」 4 (p.66 参照) の助成金情報をご利用いただいていると聞いて、大変うれしく思います。ぜひご活用ください。私もかなり多くの NPO の事業を調べて、あれこれ情報に目を通してありますので、ファースト・ステップ さんの名前は存じておりますし、ホームページを拝見したこともあります。ぜひ頑張ってくださいと思います。

いま、お話にあがった、当事者が声を上げにくいという状況についてですが、私はシーズの前に「HIV と人権・情報センター」という NPO で HIV 感染者の支援に携わっており、声を上げにくい当事者のアドボカシー活動の難しさはわかっています。HIV に感染している上に DV の被害を受けている方にもかかわってきました。非常に厳しい状況である上に、周囲からの理解も受けにくい問題をどのように外に出していく(アドボケートする)かというのは、なかなか難しい問題です。

冒頭、シーズは法人ではないと申し上げました。なぜですかと必ず聞かれるのですが、シーズはプロジェクト団体で、アドボカシー(「政策提言」や「権利擁護」)活動を中心に行って、法人法ができたなら解散しようぐらいのつもりでやっております、法人をとる必要性が高くなかったのです。しかし事業を継続して行くには、いろいろな面で契約が必要となるため、法人化の必要性は高まってきます。法人化により、それまでは個人の責任だったものが組織の責任

として引き受けられるようになるので、「参加の場を安定させる」という意味でも法人は活動上非常に有効な道具になるのですが、「書類上人と認める」ためには、いまおっしゃったように、代表者、理事の住所などの公表がどうしても必要になり、それが難しい団体は法人化に踏み切れないということが起こってしまいます。ところが、法人法ができたことによって、法人格がある団体は信用されるが、ない団体は信用されにくいという傾向が、現実には生まれており、委託や助成はNPO法人に限る、というところも増えています。

先日、シェルターを運営されている「ウィメンズハウスとちぎ」さんが認定NPO法人を取得されました。認定NPO法人というのは、寄附者が税の優遇を受けられるようになる法人で、現在全国で29の法人が取得している資格です。寄附の占める割合が一定以上であることなどの、団体の実態を証明する書類の作成と会計の煩雑さのために、2万のうちの29法人しか持っていないという、利用のハードルがかなり高い制度になってしまっています。シーズではもっと現場が利用しやすい制度に改正するように、現在働きかけていますので、それについてはまたホームページで情報を見ていただければと思います。

「ウィメンズハウスとちぎ」さんに直接お話を伺っているのですが、認定NPO法人は通常のNPO法人より一段高い情報公開性が求められますので、やはり住所地や事務局、理事の方の氏名などを公表することで団体の危険が大きくなることをどう解決するかという問題をあげられていました。社会的な信用の確保に「公開性」は非常に重要ですから、「匿名性」の確保が活動上重要な場合に、そこが非常に大きな壁になってくるのはただいまのご指摘の通りです。

ただ、私は、NPOが社会の役割でもっとも有効性を発揮するのは、アドボカシー、政策提言・提案していく力にあると思っているので、この部分では法人格の有無は関係ないだろうと思っていてもいます。シェルターの運営や啓発活動、研修などは具体的な事業として行われるわけですからもちろん費用が必要で、そこに対して安定した助成金や補助金を求めることも必要ですが、アドボカシー活動のコストには行政からお金がつくということはありません。

先ほど知事が「寄附が集まると行政が支援を打ち切り出す」とおっしゃったのは、行政の発想だとそうかもしれませんが、必ずしもそうなるとは限らないと思っています。というのは、寄附というのはそんなに簡単に集まるものではないからです。寄附集めは大変なので、問題の理解が広がって行政からお金がつくようになると、どうしてもそちらを頼るようになりますが、寄附集めを怠っているNPOは、アドボケイトの力がどんどん落ちてきます。事業が拡大し、活動への評価が高まって行政がお金をつけ始めたら急に制度の提案や政策立案、もっとここを何とかしなければというアドボケイトの力が弱くなってしまったNPOをいくつも見ました。

寄附は、努力して、努力して集めるものです。しかし、努力して集める価値のあるお金です。人々の理解が得にくく、寄附が集まりにくい分野であっても、そこで集められた寄附には、行政のお金と違って、例えば企業や地域の人たちの問題への理解という付加価値がついています。NPOはその価値をもっと見るべきです。

知事を目の前にして申し上げるのもどうかと思うのですが、首長の皆さんには任期があります。次も再選してくださればいいけれど、活動が知事頼みになっていたら、知事にもし何かあって行政の方針が変わり、お金がつかなくなると事業が継続できなくなったとき、支援を受けている当事者たちはどうなるのということになってしまいます。

先ほどご紹介したアメリカの団体は一切政府のお金を受けない方針だそうです。かわりに企業や民間の寄附、あるいはこうした本の売り上げなどの事業から活動費を得ています。100%政

府のお金に頼らないとまでする必要はないとは思いますが、行政からのお金の割合があまり多いのは、活動の継続性としてどうかと思います。

先ほど櫃本先生がおっしゃられた「共通の目標を持つ」という点も、重要なご指摘です。企業からの支援の申し出には、企業側のメリットが求められますから、企業の宣伝に自分たちが利用されないために、ある分野の企業からはお金をもらわないようにするなど、ルールをきちんと持つことが必要であろうと思います。パートナーシップを組むとは、基本的にそのようなのだと思います。「私どもはこういう考えでやっております。パートナーシップを組むことで、あなた方はこのようなメリットを得られるでしょう。協力によってこのようないい結果が得られると思われまますから協力しませんか。」そこで話が折り合えば初めてパートナーシップが組めるわけで、双方が一步步み寄るのがパートナーシップの基本ではないかと考えます。

児童虐待防止法などの例が挙がっていましたが、いろいろな法律のなかに、民間団体との連携が書き込まれる時代になってきました。また最近の法律には三年後に見直すなどの附則がついているものが増えてきているのですが、このような、「時代に合わせた見直し」が書き込まれるようになったのも、NPO 法が最初のはずです。社会の流れが非常に速く、絶えず改正しなければ制度が現実に追いつかないものになっていく傾向はこの先も止まらないと思います。

普段から準備して実績を蓄え、制度が見直されるタイミングで有効に声を上げていかなければ、現実には動きません。市民側のアドボケイト力を強化、連携させるのは、NPO にしかできないことです。

二次被害に関してですが、私はいまは当事者支援の現場にはいないのですが、現場にいるときはそんなのばかりに出会ってきたわけで、やっかいなことだと思います。ですが、私が今日の資料にジェンダー問題の歩みという年表（p.66 参照）をつけさせていただいているのは、それでもこれだけ変わってきたのだ、ということを言いたいためです。制度ができ、反対運動からさらに新しい形の市民運動が生まれて、制度が作りかえられ、じわじわとではあるけれども確実に社会は変わってきているのだから、これを止めてはいけません。そのためには、私たち自身も変わらなければいけません。私もあちこちの NPO を見てきましたが、みんな本当に歯を食いしばりすぎて歯が欠けてなくなった、くらの意気込みでやっておられます。その意気込みは大切ですが、自分たちで抱え込み過ぎないようにしなければいけないと思います。そのためには、使えるものはみんな使うのだというぐらいの気持ちが必要です。

それは、私自身がずっと運動畑でやってきて心から思うことです。使えるものは何でも使う。ネットワークをつくれるところとはできるだけつくる。折衝できるところは折衝し、目標とコストを明確に提示して説得できるポイントを探していく。いま、社会は変わってきているのですから、努力すれば必ず方法は見つかるはずです。

私はジェンダー問題は他の分野と比べて、そういった柔軟性がちょっと弱いと思うのです。ぎりぎりの折衝で譲歩を引き出す交渉力とか、財源がこうなっていて制度がこうだから将来こうなると理詰めで攻めていかなければならないところが弱いと思います。そこが強くなってくれば、この分野の活動はもっと伸びると思います。私自身女性ですが、女性の問題はもっと力が持てるはずですし、もっと強くなれます。先人の歩みをむだにしないためにも、やれることはたくさんあるだろうと思います。この点では、立場が活動家であれ、行政や専門家であれ分野は関係ないと思います。

## 湘南DVサポートセンター

実際に企業から支援を受けている NGO としてお話をしたいと思います。私は市民活動を 20 数年やっております、20 年ぐらい前から企業のスポンサーシップを得ようといろいろな企業を回ってきました。そしてよく「あなたの熱意はよくわかるのですが、私たち企業にとって何のメリットがあるのでしょうか」と聞かれたものです。その当時は、見返りを望まれる時代でしたので、「企業名をつけた T シャツでも何でも着ます」という答えをしたような覚えがあります。時代も変わり、企業の社会貢献度を問われる時代になってきましたので、最近は、社名を出さなくてもいいという企業もあらわれているようです。

私たち湘南 DV サポートセンターは、DV 被害を受けた女性や子どもへの直接支援と、支援者を対象にした研修を行っています。直接の支援は、カウンセリングとアドボケート、そして、DV のある家庭で育った子どもたちを対象にした心の回復プログラムを行っています。DV を目撃した子どもたちの回復プログラムの一環として、数年前から野外活動を取り入れているのですが、大手のキャンプ用品総合メーカーがその活動に賛同し、野外活動に必要な機材を提供してくださっています。ちょっと視点を変えた形での、企業との連携です。

日本の企業は、DV の問題に関心がないわけではないのですが、何をどうしていいのかわからない、または、「暴力・虐待」と言うと企業イメージが悪くなるのではないかと危惧しているといった感じではないでしょうか。我々 NPO は、DV という個人のプライバシーや人の命に関わる、とても深刻な問題に向き合っているという認識を持つ必要がありますが、企業の賛同を得るためには、企業イメージを崩さないように企業が支援しやすいような内容にして支援を求める工夫が必要です。また、企業に何をしたいのか具体的に言うことも大切でしょう。

私たちは、カヌーでの川くだりやキャンプを実施するとき、学生や DV 支援者にボランティアをお願いするのですが、必ず DV についての研修を行っています。NPO には、当事者のことも、ボランティアとして携わってくれる学生や支援者のことも護る役割があるからです。

数年前にアメリカ有数の規模を誇る NGO に行き、支援活動や、企業とどのような関係を持っているかを勉強してきました。その NGO は、シェルターを運営しているタブマン・ファミリー・アライアンス (p.110 参照) といいます。一昨年の運営費は年間約 10 億円。これでほぼフルタイムで働いている職員約 200 名と 3 ヶ所の民間シェルターが運営されていました。

彼らの資金の 3 割は行政、政府の補助金で、そのほかは全部企業と個人からの寄附、それから地区にあるいろいろな教会、市民団体、そういうコミュニティーのパートナーだということです。今日のテーマは企業とのパートナーシップということですが、アメリカではまた一歩進んで、企業パートナー・プラス・コミュニティーパートナーをととても大切にしています。日本では老人クラブや、地域の寄り合い、青年団といったところでしょうか。こうした民間の身近なグループとの関わり合いを密にしているところがとても新しいと思いました。

日本でシェルターを運営する場合は、安全と安心を確保するために場所を明らかにしないというのがまだまだ常識のようですが、アメリカの多くの民間のシェルターは堂々と自分たちの場所を公表しています。私が行ったシェルターの規模は非常に大きく、この部屋の半分ぐらいの研修室を幾つか持っていて、そこに地域のグループや地域の学校を招いて暴力の問題につい

ていろいろな情報を発信するなど、公民館的な機能を兼ね備えたような組織でした。アメリカではそこまで進んでいるのかと感心して帰ってきて、あまりの規模の大きさに参考にならなかったとがっかりしたものです。

## ブテラつばさの会

私はキリスト教の牧師です。初めて教会に血みどろで逃げてきた親子を助けてから、DVの支援を始めてもう25年になります。その当時、いろいろな行政に相談に行ってもどうにもならず、教会で相談を受けるようになりました。当初、教会では精神支援だけにし、あとは病院の先生とカウンセラーに任せてきましたが、余りにも深刻なケースが多く、精神支援だけではどうにもなくなり、教会とは全く別に民間団体をつかって支援にあたるようになりました。

そして3年前、私たちの主力のカウンセラーが加害者によってPTSDになりました。その時、行政は民間の支援者を守ってくれないのだと強く感じました。本当に日本では、被害を受けた当事者も支援者も守られてはいないと実感します。そこで、最近では支援の方法を少しずつ変えています。

そのなかで、いま、とてもうまくいっている方法があるので皆さんにご紹介します。企業とのパートナーシップまで行きませんが、いろいろ駆使してサバイバーの方たちを派遣会社に登録することを始めました。すでに複数名、自立の方向に向かっていきます。

「45歳中年、全く自信なし、自尊心低く、何かあればすぐ泣くし、実力なし、パソコン扱えず」。こういった人が小さい派遣会社に行くと、技術を覚えるまでに却ってお金を取られますが、大手の会社と契約するとただでパソコンの初歩から1回1時間半で全部教えてもらえるのです。皆さん週に1~2回なら耐えられます。かなり重いつ病の方もパニック障害の方もいらしたのですが、通っているうちにだんだん自尊心が高まってきて美しくなってきます。もう何人も行っていますが、企業にはサバイバーであることを言っていません。以前企業に「加害者に追われています、隠してください。被害者なんです」とお願いしたこともありましたが、何かあると「あなた、被害者だったのだからしょうがないわよね」と言われてしまいました。サバイバーであることを言わないのは、被害者の看板を背負い続けなければいけないことはマイナスだと思っの策です。ただ、担当の方には、彼女は声を荒げてしかられるとパニックになりますと伝えています。彼女も自分では言えないので書いて届けています。



それでも企業からは大きな評価をいただき、時給1,580円で働いています。朝8時から夜まで働くので本当ならば社会保険をもらえるのですが、本名を出せないの社会保険に入れません。しかし、企業ではとても有能で、黙々と粘り強く仕事をこなすという評価をどの人も受けています。ときどき間違っクレーム担当にされて、パニックに陥りトイレに行って大泣きするなんてこともあります。大手の派遣会社なら何とか仕事を続けさせてくれます。一つのところがだめで解雇されても、2週間も空かず次がすぐ紹介されて来ます。ここをうまく使って欲しいと思います。

例えば、会社の受付嬢として登録するときは履歴書を出さなければいけないそうですので支援者は、こういった情報も詳しく調べて、彼女達を社会に送り出してください。

彼女が「私はだめなんです」と言ったら、担当の方が、「こういうのは出会いですから幾つもこなしてみてください」とおっしゃったそうです。感謝しました。精神科にかかり、いつも自殺を考えていた重いつの方が、会社の男性からお食事に誘われてとても幸せにしています。これからどうなるかは分かりませんが、もう普通の人なのです。

私は、「過去は絶対に変えられる」と思っています。将来幸せなら、「過去にはあんなこともあったわね」と言えるのです。皆さん、そう言っているのです。将来幸せになるために、いかに現実の社会で自分の力で稼いで食べられるか。そのお金で香水を買いたいと思えるか。稼いだお金で子どもと一緒に遊びたいと思えるか。自立支援やエンパワーメントというのはこういうことではないかなと思っています。まだまだ小さく吹けば飛ぶような状況ですが成果は出ています。皆さん別人のように変わられましたので、どこかで参考にさせていただけたらと思います。

## 愛媛県今治市役所

ファースト・ステップの方のケースを聞き、あらためて生活保護、母子医療、児童扶養手当の場合にどうしたら認定できるのか、職場で話そうと思っています。児童扶養手当というのは、国、県の補助を受けての手当ですから、その市に住んでいなかったら手当を受けられないというのは違うのではないかと思います。そのあたりも含めて、行政が何をすべきなのか考えてみます。

今治市では、DVの相談は、定年退職した女性が非常勤で担当しているという現状です。行政はDVの大変さ、あるいは相談員の質の向上に対してまだまだできていませんが、みなさんが最初に相談に来るのはやはり行政です。相談者が何を希望して、どこを紹介できるかというのは行政の責任だと思います。NPOなどがたくさんできて、そこにつなぐことさえできないのでは仕方ありません。行政の質が問われていると思います。

## 片山善博（鳥取県知事）

非常に鋭い観点のご指摘でした。鳥取県では県が主導的にやっていますが、もっと現場に近い市町村がDVや児童虐待の問題に自発的に取り組んでもらわなければいけません。市町村長さんと私を含めた県の幹部との意見交換会は年に何回もやるのですが、そのときに必ず障害者福祉、DV、児童虐待、教育の問題を入れることにしています。以前は市町村長さんはほとんど関心を持ちませんでした。それよりも国道何号線の改良、農業の構造改善事業ばかりだったのです。しかし、こちらがこれでもかというぐらいに毎回やっていると、だんだん市町村長さん自らがこういう分野で多少語れるようになってくるのです。やはり訴え続ければ変わってくるのだなという感じがします。首長さんが多少変われば、スタッフも充実させ、予算もつきやすくなりますから、例えば現場で働いている保健師さんなどがとても働きやすくなります。これをもっともっと変えなければいけないと思っています。

## 秋田県 男女共同参画課

---

昨年、アジア女性基金と秋田県との共催で、「医療福祉現場の早期発見のためのワークショップと、一般向けの公開セミナー事業」を行いました。講師をしてくださった沖縄県の竹下小夜子先生と栃木県の横山幸子先生、お二人ともすばらしい先生でした。このお二人の先生が私たちに本気を伝えてくれました。行政が本気を出せば、いろいろな人にこの気持ちを伝えられると思います。



アジア女性基金が解散するという記事を新聞で見ました。本当に必要な組織だったのかという議論さえ出ていますが、行政に本気を与え続けてきてくれた組織だったと思います。「償い事業」のみがクローズアップされていますが、女性に対する暴力防止の対策や先見的な調査もしています。その蓄積がなくなってしまうのは、本当に残念です。

行政でできることは限られています。アジア女性基金は、いままで、そのつなぎ役、コーディネイト役を担ってきました。これからも、そういう組織は必要です。アジア女性基金が解散した後も、どこかが続けていかなければならないと思います。

今日のシンポジウムのなかで出た一つひとつの意見を、そして、この会場にいらした皆さんの本気の気持ちをつなげることができるよう、ぜひ、今後のことを考えてください。

## 有馬真喜子（アジア女性基金理事）

---

お励ましをありがとうございました。おっしゃるとおり、アジア女性基金は2007年3月で解散ということになります。これからは2年ありますので、その間に私どもはその後をどうすればいいかということを考え、同時に私たちの主管の行政である外務省、内閣府にいろいろと要望し、検討していきたいと思っております。お励ましをいただきまして、本当にうれしいです。ありがとうございました。

## 榎本真聿（愛媛大学医療福祉支援センター副センター長）

---

行政と民間が、一緒に組むことができるチャンスが、いまようやく来たのだらうなと感じます。行政も、本当に生まれ変わろうとしているときなんだと思います。そこを信頼してください。支援者の皆さんの役割には、被害を受けられた当事者に対するものと、それを片山知事のような人に伝えていくものがあります。伝えることもとても大切なことです。日頃から続けてやっていたら、どこかで風が吹き突破口になると思います。

これからは市町村が主体になっていく時代であり、都道府県のマネジメント機能が大事になってきます。DVの問題などはまさにその一つでしょう。

## 片山善博（鳥取県知事）

都道府県に対して、医療を新たな資源として福祉問題、障害者問題を大きくマネジメントして欲しいという期待があります。福祉の分野は、都道府県なり行政が結構かかわっていますが、これからは、医療をコーディネートすることが必要だと思っています。私はこういう会に呼んでいただいたことで、すごくエンパワーメントされます。周りからは世話好きの好き者だと言われていますがとんでもありません。これが正統派であることを主張し続けていく必要があります。

## 横浜市女性福祉相談所

私は、女性福祉相談所で DV の被害を受けた方々のご相談を受け、当事者の女性と一緒に、あちらに行ったりこちらに行ったりしながら、毎日を現場で過ごしています。

そこで思うのは、この問題に関わる支援者には、かなり濃密な研修が必要だということです。私が本当に何もわからない時、アジア女性基金の研修会は本当にありがたかったです。まだ、7~8年前は、DV の研修会をやっているところは、ほとんどありませんでした。それを無料で受けられ、諸外国におけるさまざまな形での支援活動のお話を身のすくむ思いで聞き、感動しました。それを糧に、現場に行き、仲間と一緒に考え悩み、一つのパンを分け合いながらやってきたという経過があります。

私がおります区役所で、2月上旬に税務課長、窓口の課長、係長クラスの方を対象に DV 支援のための勉強会を行い、活発な意見を出していただきました。そういった場に、管理職もどんどん出席し理解を深めてもらい、二次被害などがない、本当の意味で支援ができる区役所につくり上げていかなければならないと思っています。行政もあらゆる努力をして DV の問題に取り組んでいます。

## 石川県議会議

私は県議会議員です。私のことを、社会的資源だと言って頼ってくださる方々がいらっしゃるのですが、いつも人の影に隠れているような感じでした。片山知事のお話を聞きながら、議会を変えていくということが、ものすごく大きな力になるのだと感じました。私も、「自分がいることで変わる部分もある」と思えました。この気持ちをもって、これからも議員を続けていきます。皆さん地域に帰って、この問題に一生懸命に取り組んでいる議員を応援していただけたらなと思います。

## 江戸川チャイルドライン

私は東京の江戸川区の自治体で、子どもの声を聞くという市民活動をしています。18歳未満の子どもたちの声を聞いているのですが、デートDV というのでしょうか、DV の若年化というのは日々感じていることです。子どもたちの話を耳にしている、とても心を痛めています。

日ごろ聞いている子どもの声を行政に伝えても、施策にしていくことはすごく難しいと感じています。行政の窓口も子育て支援課だったり、教育委員会だったりします。ですから、私たちは、担当の方が異動するたびに何度でもごあいさつに行き、そこでまた輪を広げながら仲間をふやしていこうと地道にやっています。

NPO、企業とのパートナーシップというのは、割合につくりやすく目的も共有しやすいので